

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議録

令和 7 年 10 月協議会
(10 月 22 日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

議 員 全 員 協 議 會

(10月22日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開 会	2
管理者挨拶	2
報告事項	2
閉 会	12

令和7年10月渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和7年10月22日（水曜日）

出席議員（14人）

1番	埴 田 裕 之	議員	3番	反 町 英 孝	議員
4番	波 多 野 佐 和 子	議員	5番	板 倉 正 和	議員
6番	後 藤 弘 一	議員	7番	三 俣 実	議員
8番	田 中 猛 夫	議員	9番	廣 嶋 隆	議員
10番	富 岡 大 志	議員	11番	山 内 崇 仁	議員
12番	善 養 寺 孝	議員	13番	安 力 川 信 之	議員
14番	角 田 喜 和	議員	15番	小 池 春 雄	議員

欠席議員（1人）

2番 福 島 丘 泰 議員

説明のため出席した者

管 理 者	星 名 建 市	副 管 理 者	柴 崝 徳一郎
副 管 理 者	南 千 晴	事 務 局 長	島 田 志 野
消 防 長	山 田 知 巳	総 務 課 長	根 井 邦 彦
事 業 課 長	西 島 学	清掃センタ一長	荒 井 一 浩
環境クリーンセンター所長	横 手 和 敏	総務課長	狩 野 健 一
事業課管理係長	山 本 豊 彰	事業課施設係長	関 口 剛 士

事務局職員出席者

書 記 長	佐 藤 昭 代	書 記	都 丸 健 一
書 記	町 田 直 哉	書 記	鶴 卷 大 輔

開 会

午後 1 時 30 分

議長（安力川信之議員） これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。

なお、2番、福島丘泰議員から欠席の届出がありました。

この際、傍聴の申出がありますので、これを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認め、傍聴を許可いたしました。

管 理 者 挨 捶

議長（安力川信之議員） 報告事項に入ります前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 皆さん、こんにちは。このたび渋川地区広域市町村圏振興整備組合の管理者として職務を執行させていただきましたことになりました渋川市長の星名建市でございます。本日は、議員全員協議会を開催いたしましたところ、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

圏域住民の皆様並びに議員各位におかれましては、平素より組合運営に当たりまして格別のご理解、ご協力を賜り、大変感謝申し上げるところであります。近年行財政の厳しい中でありますが、議員皆様のお力添えを賜りながら、組合行政の円滑な運営及び組合のさらなる発展に全力を尽くしてまいりますので、皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、管理者就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

報 告 事 項

議長（安力川信之議員） 報告事項（1）、最終処分場についての説明を求めます。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 組合が所有、管理する一般廃棄物処理施設整備について、主に最終処分場についてとなります。大きな方針転換がございますので、ご報告をさせていただきます。

概要について、管理者である私のほうから申し上げます。表紙を1枚おめくりいただきたいと思います。

組合が所有、管理する一般廃棄物処理施設は、ごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設などがあり、それぞれ建設から長年が経過し、老朽化もしくは埋立満了が近づいているため、更新時期を迎えているところであります。一方で一般廃棄物処理施設の整備には多額の費用が必要となり、全ての施設を同時期に更新することは構成市町村の財政負担が大きいため、財政平準化や現施設の安定的な稼働等を考慮しながら、計画的に事業を進めてまいりました。現在清掃センター長寿命化事業や最終処分場建設事業を並行して進めているところでございますが、近年の物価上昇等により、清掃センター長寿命化に要する工事費が当初見込額より大幅に増額したことや、最終処分場建設事業について進展に相当の時間を要することが見込まれることから、今後の事業の在り方について大幅な見直しの必要が生じてまいりました。検討の結果、このたび吉岡町地内で進めている最終処分場建設事業を中止し、今後埋立処分を民間処分場へ全面委託するとする方針となりましたので、ご報告をさせていただくものであります。

なお、建設予定地の地権者及び周辺住民の皆様には、ご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げる次第でございます。

以降、詳細については事務局長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） それでは、引き続きご説明をさせていただきます。

2の最終処分場建設事業についてであります。（1）、事業概要であります。最終処分場建設事業は現在稼働中の一般廃棄物最終処分場であるエコ小野上処分場が令和11年12月で埋立満了となる見込みのため、渋川市、吉岡町、榛東村の3者の協定により、吉岡町に次期最終処分場を建設することで事業を進めてきました。資料1といたしまして別冊にしておりますが、そちらに協定書を添付しておりますので、こちらもご覧いただければと思います。

（2）の現状についてであります。ここでは組合の現状、また吉岡町の現状に分けて記載をさせていただきました。アの組合における現状でありますが、組合の最終処分場建設事業は、吉岡町から令和5年2月17日付で提出された一般廃棄物最終処分場次期建設候補地の決定について（報告）、こちらをもって開始をいたしました。市町村間の協定書では、新たな一般廃棄物最終処分場が使用開始されてから5年後までに報告するものと定めており、吉岡町からは遅くとも令和元年11月までに建設地を報告していただくことになっておりましたが、組合ではこの協定に基づき、吉岡町に対し、令和元年5月31日付で用地選定報告を依頼しておりました。しかしながら、結果としてその報告が3年以上遅れていたという経緯がございました。エコ小野上処分場が令和11年度中に埋立満了となる見込みでありましたので、組合としては非常にタイトなスケジュールの中で事業を進めてまいりましたが、吉岡町と地元住民との要望の調整もなかなか進まずに難航していたところがございましたため、次期最終処分場の供用開始が少なくとも1年以上遅れる見通しとなっております。こうしたため、この遅延する期間は焼却灰等の埋立処分を一時的に外部委託せざるを得ない状況となっておったというのが現状でございます。

続きまして、イの吉岡町における現状でございます。吉岡町が建設候補地の決定に当たり、地元同意を取り交わした相手方が上野原自治会であります。上野原自治会は、塔の辻、東部、西部、南部の4地区に区分されており、滝の沢川を挟んだ塔の辻、東部、西部の3地区を合わせて上野原北部、そして南部を

上野原南部として構成をされており、建設候補地は上野原南部となっております。

資料3をごらんください。資料3、2枚めくっていただきますと、上野原自治会から吉岡町に提出された同意書がございます。こちらの同意書をもって進めてまいっております。建設同意はこの上野原自治会長名で提出をされており、形式上は適正でございます。しかしながら、主に影響を受ける上野原南部の住民からは、当該同意に当たって、上野原自治会から町に提出された要望書には南部地区の要望が十分に吸い上げられていないとして、当該同意の無効を求める声も上がっていたと聞いております。その結果、令和6年2月24日、上野原南部住民の有志が上野原自治会から分離し、新たに上野原南部自治会が設立されております。この上野原南部自治会が設立されて以降ですが、この自治会が吉岡町と組合に対し複数の要望事項を提示しており、吉岡町と組合は連携して対応に当たっていたところですが、吉岡町に対して提出された要望事項には、町の事業として公園、緑地及び町道整備などを行うよう求められているものもあり、これらは吉岡町の財政に大きな負担をかけるものであるため、町では財政的に実施可能な周辺整備構想の策定を進めていたものであります。

資料5といたしまして、組合及び吉岡町に提出された、迷惑施設である次期最終処分場の建設に関する嘆願書、こちらを添付しておりますので、こちらは後ほどごらんいただければと思います。この嘆願書のほかにも、一部地元住民は吉岡町に対し、周辺整備事業として、エコ小野上処分場建設に際して、渋川市が行った地域振興事業費以上の費用をかけるよう強く要望していたことや、周辺整備構想の提示や構想内容が境界立会いへの立会い条件、用地買収に応じる条件といった声もあり、周辺整備構想を提示した場合でも用地交渉が長引く、もしくは決裂する、こういったおそれがあったこと、また処分場の建設により一番影響を受ける周辺住民の心情に配慮し、可能な限り要望に応えられるよう検討を行っておりました。そのため、その調整に時間を要していたというものでございます。

3の民間処分場委託への方針転換の経緯についてであります。今まで申し上げましたとおり、最終処分場建設事業は今後の事業進展が不透明な状況であったため、組合では現在稼働中のエコ小野上処分場の埋立満了から次期最終処分場供用開始までの間の焼却灰等の埋立処分先について調査を行っておりました。また、同時期に組合では最終処分場建設事業のほかに、清掃センターの長寿命化事業として大規模な設備、機器等の更新を行う基幹的設備改良工事を予定しております。この工事費が、令和5年度に国に提出をいたしました循環型社会形成推進地域計画では約79億円としておりましたところ、近年の物価上昇や施設の老朽化による工事箇所の増加などの要因により、約40億円増額する見込みであることが分かったという経過がございます。こうした件につきましては、構成市町村の財政に大きな影響を与えるため、市町村と協議を進めてまいりましたが、財政状況が非常に厳しい中で大幅な負担金の増額に対応することが困難であるとして、組合全体として財政負担を圧縮できる手立てがないか、そうした検討を依頼されておったところでございます。検討の結果、渋川広域圏に隣接する沼田市内において、地方公共団体の一般廃棄物のみを対象とした民間処分場が令和8年度から供用開始予定であることが把握できたことから、当該処分場設置業者から埋立処分に関する参考見積もりを取得し、次期最終処分場の計画埋立期間15年間に係る委託費と最終処分場建設費及び維持管理費とで比較をしたところ、民間委託としたほうが一般財源で約29億円以上有利となり、その分市町村の負担金を圧縮できることが判明をいたしました。

資料6をごらんください。最終処分方法の費用についての比較検討を行った表でございます。表は、次

期最終処分場建設をした場合と民間処分場に委託した場合とで比較をしております。次期最終処分場を建設した場合では、建設地購入に係る用地費、また測量、設計業務委託等の費用、本体建設工事費等の費用や施設設置後15年間の維持管理費用、設置後に浸出水処理後に生じる副生塩の処分費など、考えられる費用を計上いたしております。民間処分場につきましては、15年間に発生する焼却灰等の見込み量から処分委託料を算定し、掲載しております。一般財源ベースでは、次期最終処分場を建設した場合は53億1,768万5,000円、民間処分場に委託した場合は23億6,587万9,000円となり、その差は29億5,180万6,000円となったものであります。ここには、下段に記載しておりますとおり、クローズド型処分場の解体費や跡地利用に係る費用は含まれておりませんので、実際はそれ以上の額が有利になると見込んだものでございます。

本文3ページにお戻りください。参考値になりますが、現時点の負担金の分賦割合により試算したところ、15年間でありますと渋川市が約19億円、吉岡町が約6億円、榛東村が約4億円負担金の圧縮が可能となるものでございます。

(2)、今後の市町村負担金等についてであります。市町村負担金につきましては、令和5年度は約28億円、令和6年度は約30億円と上昇傾向にありますが、清掃センターの長寿命化事業、最終処分場建設事業及び屎処理施設建設事業を計画どおり実施した場合、令和9年度以降は大幅に増加する見込みであります。そのような状況におきまして、最終処分場建設事業を中止し、民間処分場に委託することにより、市町村負担金を圧縮し、市町村の財政負担を軽減することができるものと考えております。

資料7-1、7-2といたしまして、市町村負担金の今後10年間の推移を添付しております。最初の資料7-1が最終処分場を建設した場合のもの、資料7-2が民間処分場に委託した場合のものでございます。10年間における最終処分場を建設した場合の交付税差引き後の合計値は387億6,578万8,000円、民間処分場に委託した場合の交付税差引き後の合計値は373億8,244万2,000円となり、その差は13億8,334万6,000円となりましたので、1年当たりで申しますと平均で約1億4,000万円ほど負担金を圧縮できるものと試算したところでございます。

本文にお戻りをお願いいたします。そのほか構成市町村の負担におきまして、15年ごとに実施する新最終処分場の用地選定や地元交渉、地元還元施設整備などの事務的負担も軽減できるものと考えております。

4ページをお願いいたします。(3)の民間処分場についてであります。沼田市内の民間処分場設置業者は、創業以来35年以上にわたり一般廃棄物の最終処分事業を行ってきた実績を有しております、また沼田市内に設置する最終処分場は沼田市と共同管理を行う予定と確認をいたしております。リスク管理体制としては、受入先を地方公共団体のみに限定しており、民間の産業廃棄物は受け入れないということから公害発生リスクも少ないものと考えております。地方公共団体の一般廃棄物と民間の産業廃棄物と併せて受入れをしている最終処分場では、問題が生じた際にその責任の所在ですか責任割合が不明瞭となってしまいますが、こちらの処分場については地方公共団体の一般廃棄物の焼却灰等のみを対象としていることから、同様の焼却灰等を搬出する複数の自治体と共同して、問題が起きた場合も対応に当たれると考えております。

4の今後の最終処分場についてであります。組合の事業は、市町村と協議し、同意の上で施設整備を進めることになりますが、長期的な視点で考えた場合、市町村の今後の人口減少社会の中で大規模事業を継続していくことは困難が想定されるものであります。こうした中で、地方公共団体のみを対象とし、管理

についても設置先自治体が共同して行うということから、公設公営と同様の民間処分場が沼田市に建設されることが判明したことなどから、今後の施設整備の在り方等について、管理者、副管理者において協議をしてまいりました。協議の中では、持続可能な廃棄物処理行政を運営していくためには民間委託も含めた大幅な事業の見直しが必要と判断した結果、吉岡町地内で進めている最終処分場建設事業は中止をし、今後は民間処分場へ埋立処分を全面移行するという、こうした方針転換を決定したものであります。なお、当該民間処分場には既に200以上の地方公共団体が搬入を予定しており、基本的には既に契約しているものを優先的に受入れ対象とする方針だと確認をしております。過去に東日本大震災が発生したときに、自区域内の最終処分場が破損等により当該業者に受入れの要望が多数あったというふうに聞いておりますが、これについても全て断ったということでございました。組合といたしましては、いざ必要とするときに契約ができないという状況が生まれてしまうと非常に重大な影響があると考えますので、当該業者の受入れ要件を満たしておくためにも、次年度以降少量の埋立処分委託をすることでつながりを持ち、エコ小野上処分場が埋立満了してから全量委託へ切り替えられるようにしたいと考えております。

続いて、5の今までに要した経費でございます。最終処分場建設事業について今までに要した経費は、現時点で合計1億333万4,000円となっております。また、今までに受領した循環型社会形成推進交付金は210万4,000円でございます。事業中止により交付金は返還するものとなります。返還の方法や時期については改めて国と調整をする予定となっております。

最後に、6の今後の予定ですが、吉岡町地内で進めている最終処分場建設事業を中止とすることから、中止の経緯を説明するため、住民説明会を令和7年11月15日土曜日に開催できるよう現在準備を進めております。また、今回次期最終処分場建設に伴う測量調査等業務委託及び道路改良工事測量設計等業務委託において、境界杭等を打設しておりますので、これについては土地の立入りについて地権者から同意をいただいた上で、その境界杭は撤去することといたしたいと思います。

以上が民間処分場に全面移行とした経緯となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（安川信之議員） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

8番、田中猛夫議員。

8番（田中猛夫議員） 2点ほどお伺いをいたします。

1点目は、平成20年2月20日付で締結をしました協定書は、今回の方針の変更に伴って廃止されるのかお聞きをします。

また、8月オープンされる沼田の最終処分場の有効埋立期間はどのように把握しているか、何年なのかお聞きします。

議長（安川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま田中議員より2点ご質疑をいただきました。まず、協定書についてでございます。今の協定書は、自区域内で処理をすることを念頭に置いて作成したものでございます。これにつ

きまして、最終処分場を建設せずに、今後長期にわたり民間処分場に焼却灰の埋立処分を委託する方針ということであれば、当然見直しが必要であると考えております。見直しの内容については検討中でございますが、民間処分場に焼却灰の埋立処分を委託した後、最終処分場建設の有無ですか、現在組合で管理している最終処分場の廃止後の取扱い、こうしたことを併せてまた盛り込まなければいけないかと思っております。現在もエコ小野上処分場等も稼働しておりますので、こうしたことが必要になってくると思っております。これにつきましては、また管理者、副管理者に協議いただき、内容については確認をしていきたいと考えておるものでございます。

また、令和8年の4月から開場する予定の事業者につきましては、今現在は県のほうから15年間まずは許可をもらっているというふうに確認をしております。ただ、そちらの事業者の持っております土地が大変広くなっていること、それからその15年間の許可を得ている処分場自体が大変大きなものであるということで、こちらのほうではかなりしっかりとやっていただけるというふうに認識をしております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（田中猛夫議員） 私は、この協定書は当然に更新されるべきものだと思っています。というのは、民間委託した場合、その契約が破棄になることは当然あり得ることなのです。ですから、この準備は2番の最終処分場の選定順位は吉岡町、渋川市、榛東村、渋川市と僕はすべきだと思っています。そのように協定書を結んでいただきたいということあります。

それと、不確定なですね、これは15年しかないのです、実際に。考えていては駄目なのです、こういうのは。しっかりとしたやつがなければ住民説明できないでしょう。10年後、15年後はまだ分かりませんよ、そんな説明では。延々と続く一般廃棄物の処理埋立について、しっかりと説明できるようにしておいてください。

それと、契約はいつなされるのですか。どのような契約になるのかお聞きします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） まず、協定書につきましては、先ほどご提案をいただきましたとおり、順番については吉岡町からのスタートという形で書き直す必要があると考えておりますので、そのように対応したいと思います。

また、民間処分場の関係でございます。そちらで現在埋立てを考えておる容量というのが、今吉岡町に建設を予定していた処分場の約25倍ということで、非常に大きなものではあるそうです。ただ、確かに15年というのは県のほうで、まず最初に許可している期間になりますが、その後も周辺の土地150ヘクタールを取得しているということで聞いております。これについては、既に取得もしているので、引き続き県のほうに許可を求めていくということでございました。そこについては、またよく確認をいたしたいと考えます。

また、契約についてはいつということでございますが、まずこれについては今度の8年2月の定例会におきまして、これは予算を上げさせていただかなければならないところになります。ただ、これについてはまず少量でお願いをしていく、当然まだエコ小野上処分場がございますので、全量ではなく、まず少量をお願いしていくということで考えておりますので、その予算を可決いただきましたら、4月にまず事

務を始めたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（田中猛夫議員） 処分の量が何倍あろうが、200市町村が入ってくるのですよ。それが、200市町村も入ってきて、25倍ありますからいいのですよという話にはならないでしょう。しっかりとそれは使うべきなのです。それと、量の話なのだけれども、私が聞いているのは全量契約にするのか、数量契約にするかということなのです。ですから、可能な枠を確保するのか、実績でやるのかという話です。それを確保していくかなければ契約にならないでしょう。初めは少量ですって、次は全量なんて、いつから全量になるのですか。そういう枠を確保しなければ契約は安定しないでしょう。15年間やるのなら、15年間の契約をしっかりと結ばなければ駄目なのです。そういう契約を結びなさいよということです。これは業務委託契約ですね。業務委託契約だから、議会の議決は必要ないということでおろしいのですね。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 契約に関しましては、業務委託契約でございます。先ほどお話をさせていただきましたが、まず少量からというところで、それでという話でありますから、実際に全量の契約に移るのは現在のエコ小野上処分場が満了の見込みであります令和11年の12月以降ということでございます。

（「だから、契約をちゃんと結びなさいよ」と呼ぶ者あり）

事務局長（島田志野） はい、きちんと結ばせていただきます。

議長（安力川信之議員） 全量契約にするのか、それとも全部の枠をつくってやるのかって聞いているので、その方針をしっかりと明確にするよう言えますか。

（「管理料の契約でしょう。業務委託契約なんでしょう。そうでなきゃ駄目だもんね。枠取りなんだ」と呼ぶ者あり）

事務局長（島田志野） すみません。答弁漏れでございます。トン単価での契約になります。

（「そういう契約なんだ。ここが受けられなかつたらどうするんだ。受け入れなかつたら。だから、枠を取れって言っている」と呼ぶ者あり）

事務局長（島田志野） それなので、トン単価でまず契約をいたしますけれども、それを来年度からトン単価での契約、枠を確保するための契約をしたいということでございます。

（「業務というのは長期契約なんでしょう」と呼ぶ者あり）

事務局長（島田志野） 枠を確保する形になります。

（「なければ困っちゃうじゃない」と呼ぶ者あり）

事務局長（島田志野） はい。枠を確保する形で考えております。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

1番、埴田裕之議員。

1番（埴田裕之議員） 今の質疑に追加してなのですけれども、まず少量の枠を確保した上で行く行くはそれを広げていくというふうに捉えるのですけれども、少量で枠を確保した後に行く行く将来枠を広げることが十分可能なのでしょうか。例えば10という数字を取っておいて、数年後には100にする、全量対応にする、そこについてはもう問題ないようになっているのかどうかということと、枠を多く広げた場合には、

その枠に満たなくても枠で契約料金が決まってしまうのか、実際枠を取っていながら入れた金額で料金が決まるのか、そこを明確にお伺いいたします。また、これ民間がやることですので、広域でやる事業とは違って、やはり倒産リスクというのを考えなければいけないと思うのですが、そちらの倒産リスクについてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 枠を確保して、枠を取ってもそこに満たない場合はというご質疑であったかと思います。こちらについては、事業者に確認をしたところ、トン単位でまずやっていくということでありますので、枠と申しましても実際に預けた、処理してもらった量でトン単位の金額でやっていくということでございます。

倒産リスク、少しお待ちください。申し訳ありません。民間業者でありますので、倒産リスクは確かにあるというふうに考えることはもちろんあります。ただ、こちらといたしましても、相手がしっかりした事業者であるかどうかという確認は、当たり前ですが、しております。そうした中で、廃棄物の処理ですか清掃に関する法令の中では、市町村が行うべき一般廃棄物の収集ですか運搬、そして処分は市町村以外の者に委託する場合というふうに基準が設けられております。こちらでは、政令では受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関しまして相当の経験を有する者であること、またそういった基準を規定しておりますので、この基準に適合したものでなければならないというのは重々承知をしております。そうした中で、沼田市内に処分場を設置する業者につきましては、こちらのほうでも資本金の確認、それから決算ですか、そういったものも全て確認をしております。決算については、官報のほうにも公表されておりますので、そうしたところで確認をさせていただき、現状の中で、倒産リスクというところになりますが、今のところ我々としては、問題がないと断定するのは難しいのですが、ただかなり良好な事業者であるということで確認はしております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今ご答弁いただきましたが、何十年、何百年続いた企業でも倒産リスクって必ずあるのでありますて、これは民間ですから、やっぱり地方自治体がやるのとはわけが違うわけです。でも、説明文で4ページの4、今後の最終処分場についての上から5行目ですか、「管理についても設置先自治体が共同して行う」とあるのですけれども、これは沼田市がどの程度の管理を行って、万が一民間がトラブルを起こした場合には、沼田市が代わって事業を継続できる仕組みまであるので、大丈夫ですよということなのか、この民間事業者が駄目でも第二、第三の手段が遠隔地になっても広域としては考えておりますというふうに準備されているのか、そこをお伺いしたいことと、先ほどトン単位で処分費用を決めていましたというふうにありましたか、例えば将来全量処分する量を想定した中での枠を取った上で、要は100、1,000という単位を取って、そこに搬入するのは1とか5とかかもしれないけれども、契約をするのか。最初から10とか100とかいう数字になって、全量になつたら1,000、1万に広げるのか。先ほど8番議員のほうから質問があつたとおり、初めに大枠を決めた中で、その中で担保を取つた上でごみを搬入していくことにしないと、将来、いや、もう渋川広域圏の場合には受けられませんよって言われるようなリスクが残ってしまうと思うのですけれども、その辺のお考えを1つ。

また、料金29億円19年間で削減されるとありますけれども、これは搬入、処分費用が変わらないという想定での試算だと思うのですけれども、その辺の金額の担保はどうされるのかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） まず、契約の方法であります、事業主体と確認しました。過去にいろんな自治体と契約しているというところで、契約の方法が自治体との統一したものはないですよと。それぞれ要望、こちらはこういう契約をしたい、ではそういうふうにしましょうというところで、その期間、例えば15年間だったり、3年間だったり、そういうところでケース・バイ・ケースで対応してくれると。

単価の保証であります、この業者、数十年にわたり地方自治体と契約しております。そのときに、物価上昇等でどのような単価変動があったのですかというところで、基本的に高速道路なり使っている自治体が多いと。そういうところで最低限の、例えばトン単価3万円だとすると、物価上昇で大幅に変動しているところであります、1,000円ぐらいの値上がりとか、数年の間で、大幅な極端な物価上昇を基に、そういうところは過去の経過でいいますと、例えば燃料費が上がりました、その程度ぐらいで抑えるとか、それもその都度交渉で行うというところであります。以上です。

議長（安力川信之議員） 沼田市との関係の答えは、答えて。職員との共同管理の体制。

事業課長（西島 学） すみません。答弁漏れです。沼田市との関係というところで、沼田市のほうに確認しております。事業者といたしましても、一般廃棄物が入ってくると、そのときに変なものが入ってくると困るので、沼田市の職員なり委託した、沼田市が管理している業者がそこに入つて立入検査を行う。そういうところも行いながら、では倒産したときに沼田市がどうやるかというところだと思うのですが、まず倒産するリスクとして経営的なものもあると思うのですが、社会的に何かやつたときに補償しなくてはいけないというところは発生すると思います。それにつきましては、この処分場につきましては一般廃棄物の保険を適用させるというところも確認しております。それで、災害的な何かが発生して、そこは補償問題が発生したとなれば、まずその保険で対応できると。そもそもそういうものが入らないように、沼田市が共同管理を行うというところを確認しております。以上となります。

（「第二、第三の方策を考えているんですか」と呼ぶ者あり）

事業課長（西島 学） 万が一この民間業者が駄目になるということは、過去の経緯からいうと想定はできないのですが、その場合は一時的に処理できるところを探すとか民間業者を探しながら、次の対応を考えるしかないかなというところが現実であります。以上です。

すみません。答弁漏れがもう一つあります。この民間業者、群馬県以外にもほかに青森と福島のところも今同時にやっております。沼田が駄目だったら、お金かかってしまいますけれども、そっちのほうにというバックアップは民間業者の中では取っております。以上です。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今ご答弁いただきましたけれども、青森、福島で事業を展開しているとなると、企業は1つですから、逆にそちらで事件が起きたら沼田も引っ張られるという、逆にリスクは広がると思うのです。私がお伺いしたのは、この会社が駄目になったとしても、日本国にはほかに第二、第三、こうやって民間でやっているところがあるので、そこと調整をしていくリストは上げてありますとか、それが

リスク管理だと思うのです。また、個別の契約、単価の保証ができましたなんていう話をされましたけれども、それはあくまでも手段であって、渋川広域圏としてはどのような契約内容で締結するのですかというのをお伺いしましたので、そこをもう一度お答えいただけますでしょうか。

それと、沼田市は管理といつても、あくまでも事件が起こらないための管理であって、経営に関する管理は全くしていないのです。この書き方だと、何かあったら沼田市が協力しますよという内容ですが、実際は沼田市は経営に関しては何もないという認識でよろしいでしょうか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 最初のご質疑ありましたけれども、その業者が経営しているところではリスク管理にならないというお話であったかと思います。確かにそのとおりあります。こちらとしましては、ほかの事業者、例えば遠隔であってもそういうところが使える事業者、まだ、すみません、こちらについてリストアップはしておりませんが、そこをリストアップすることはもう間違いなくしなければいけないと考えておりますので、そうした対応を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 沼田市が経営について担保するかというような質問だと思ったのですが、それについてお答えいたします。

それにつきましては、経営状況に入るかどうかというところは確認は取れていません。以上です。

議長（安力川信之議員） 経営のことに関して、契約のこと、広域組合の契約の方針はって再度聞かれているけれども。

事業課長（西島 学） 広域組合として契約の方針ですが、公設公営に準じたような施設でいろんな自治体がそこと契約したがっているというところで、民間業者は契約したところと15年の担保を取りたいですよというところで、そろそろいっぱいになりますよというところで、まずうちの広域組合としてもそこにぜひ入れたいというところで、そこはエコ小野上が終了する予定が令和11年度ですので、令和11年度に契約したいですよといつても、もうそこの15年の枠が押さえられない可能性があります。それですので、まず一旦少量ずつ、月に1台ずつぐらいとか、そういうところで、そこもこれから協議、今調整中なのですが、どのぐらいの期間、まず本チャンまでに準備期間として、つなぎのところでどのぐらいの量を運び出せば15年の枠が取れますかというような契約の中で、こちらで今考えているところは月に1台、沼田市がオープンしたら、沼田でのオープンが令和8年度になりますので、オープンができ次第、そこに月に1台ぐらい運ぶような契約をしたいと。そこで、まずその先の15年の枠を取るようなイメージあります。まずつなぎを取っておくと。一度つなぎを取っておくと、業者のほうはそこを切り離さないというような、そういう会社の方針でやっておりますので、そこを信じまして、

（「量を聞いているんです。マックスの量を幾つで契約するんですかということを聞いてい る。何トンくらいを予定しているんですか」と呼ぶ者あり）

事業課長（西島 学） マックスの量といたしましては、当然こちらの最終処分場の計画、毎年これだけ出ますよというところが15年は必ず担保できるような契約を取りあえず15年間したい。ただ、その15年を業

者のほうが、そこが自治体と自治体同士、業者の契約が様々というところで、こちらは15年としたいのですけれども、ちょっと15年は長過ぎるので、3年ずつの更新でお願いしたいとか、そういう可能性になるかもしれないというところで、こちらも15年とか、5年とか、どこまでマックスでいけますかとかいう契約だと思います。

（「まだ決まっていないんですね」と呼ぶ者あり）

事業課長（西島 学） はい。そこは、今まだ正式申込みをできていませんので、まずつなぎを取りあえずしたいというところでご理解いただければと思うのですが。よろしくお願ひします。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。ご質疑なしでいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認めます。

閉 会

議長（安力川信之議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時23分